第二号８中

「(27)		有限会社パックネットネットワーク・ジャパン（二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）	を」
「(27)		パックネットサービス・ジャパン株式会社（二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）	に」

改める。

○総務省告示第百五十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二十五号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の船舶を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十三年度分の固定資産税から適用する。

平成二十三年四月七日

総務大臣　片山　善博

第一号中

「(1)	132312	第拾弐新栄丸	北海道知事
(2)	132751	和晃丸	同」を
「(1)	削除	削除	削除
(2)	削除	削除	削除」に、
「(3)	132881	アヴローラおくしり	同」を
「(3)	132881	アヴローラおくしり	北海道知事」に、
「(33)	134445	イーグル３	同」を
「(33)	134445	イーグル３	同
(33)の２	141331	はやぶさ	同」に、
「(92)	140941	けいよう	同」を
「(92)	140941	けいよう	同
(92)の２	293―34899	まりんなつⅠ	香川県知事」に、
「(93)	296―16532	オリーブマリン	香川県知事」を
「(93)	296―16532	オリーブマリン	同」に、
「(94)	24403	まりんあすかⅡ	同」を
「(94)	削除	削除	削除」に、
「(127)	135073	びっぐあーす	同」を
「(127)	削除	削除	削除」に、
「(133)	206―15553	栄久丸	熊本県知事」を
「(133)	296―15553	栄久丸	熊本県知事」に

改める。

第二号中

「(5)	291―32928	第十五開栄丸」を
「(5)	291―32928	第十五開榮丸」に、
「(23)	301	栄福１号」を
「(23)	削除	削除」に、
「(32)	1041	第七満永丸
(33)	1042	第八満永丸」を
「(32)	削除	削除
(33)	削除	削除」に、
「(93)	125291	出羽丸」を
「(93)	削除	削除」に、
「(98)	126173	越後丸」を
「(98)	削除	削除」に、
「(101)	126533	若葉丸
(102)	126553	第十博晴丸」を
「(101)	削除	削除
(102)	削除	削除」に、
「(114)	128175	北上丸」を
「(114)	削除	削除」に、
「(134)	128827	第十八陽周丸」を
「(134)	128827	徳新丸」に、
「(144)	129242	あさかぜ丸」を
「(144)	削除	削除」に、
「(147)	129264	ニューながと」を
「(147)	削除	削除」に、
「(187)	130338	清興丸」を
「(187)	削除	削除」に、
「(240)	131727	第一金星丸」を
「(240)	削除	削除」に、
「(461)	133842	第二さゆり丸」を
「(461)	削除	削除」に、
「(498)	134031	セキホウ」を
「(498)	削除	削除」に、
「(506)	134088	南風」を
「(506)	削除	削除」に、
「(516)	134124	瑞光丸」を
「(516)	削除	削除」に、
「(639)	135084	第一すみせ丸」を
「(639)	削除	削除」に、
「(661)	135205	第十二宗像丸」を
「(661)	削除	削除」に、
「(664)	135225	日伸丸」を
「(664)	削除	削除」に、
「(806)	136205	新和丸」を
「(806)	削除	削除」に、
「(862)	136600	龍和丸」を
「(862)	削除	削除」に、
「(991)	140059	第五いづみ丸」を
「(991)	削除	削除」に、
「(1079)	140488	ナッチャンRera」を
「(1079)	削除	削除」に、
「(1272)	141218	太田川」を
「(1272)	削除	削除」に、
「(1286)	141269	ＣＡＰＥ　ＴＳＵＢＡＫＩ」を
「(1286)	141269	ＣＡＰＥ　ＴＳＵＢＡＫＩ
(1286)の２	141271	ＡＴＬＡＳ　ＬＥＡＤＥＲ」に、
「(1287)	141273	鶴洋丸」を
「(1287)	141273	鶴洋丸
(1287)の２	141278	ＡＳＴＥＲＩＡ　ＬＥＡＤＥＲ
(1287)の３	141279	ＮＳＳ　ＡＤＶＡＮＣＥ」に、
「(1288)	141281	興山丸」を